

公益財団法人への移行にみる公益性の維持

あいち男女共同参画財団を事例に

若松孝司[※]

To promote the public interest: in the case of Aichi Gender Equality Foundation

WAKAMATSU Takashi

1. はじめに

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」ⁱであり、この理念を実現するために男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）が1999年（平成11年）に制定された。同法第13条は「政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。」ⁱⁱと定め、さらに第15条では、「国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。」ⁱⁱⁱと、施策の策定等に当たっての配慮を定めている。そのため、政府をはじめ全国の地方公共団体は男女共同参画に関する部署を設け、傘下の男女共同参画団体と共に「男女共同参画」を進めている。

本稿で扱う財団法人あいち男女共同参画審議会もまた、愛知県における男女共同参画の中核としての役割を果たしてきた。「財団法人あいち女性総合センター」として発足した同財団は、長年、愛知県女性総合センター（ウィルあいち）を拠点として活動を続けてきたが、平成18（2006）年5月26日に成立した公益法人改革三法により、財団法人からそのまま一般財団法人へと移るか、公益財団法人としての認可を得るかという組織変更を余儀なくされた。そこで本稿は、本財団の公益法人への移行手続に着目し、男女共同参画という「公益」をどのように担保すべきかを、評議員会の役割や位置づけを中心に検討することを目的とする。

2. あいち男女共同参画財団とは

本稿で検討する「あいち男女共同参画財団」は、平成8（1996）年に男女共同参画社会の実現を目的に、「財団法人あいち女性総合センター」として設立された。当財団の目的は、「男女が性別にかかわらず、自立した人間として個性と能力を十分に発揮することができるよう、社会のあらゆる分野における活動への参画と促進を図り、もって男女共同参画の実現に資すること^{iv}」であり、愛知県女性総合センター（ウィルあいち）の管理運営の主体としての役割を果たしてきた。平成18（2006）年には寄付行為を改正し、「財団法人あいち男女共同参画財団」と名称を変更し、「コングレ・あいちグループ^v」として、あらたに

[※] 本学交流文化学部教授（大学院グローバルカルチャー・コミュニケーション研究科兼任）
公益財団法人あいち男女共同参画財団評議員

ウィルあいちの指定管理者として活動を続けている。本稿で検討するように、新公益法人制度への移行に伴い、平成 24 (2012) 年 4 月からは「財団法人」から「公益財団法人」へと移行している。

当財団の主な事業 vi としては、自主事業としてあいち国際映画祭、男女共同参画に関する講座、フィットネス事業、共同促進事業、ウーマンネットワーク支援事業があり、受託事業として情報提供作業、ウィルあいち情報ライブラリーの運営 vii、女性の抱える問題に関する相談事業がある。これらはいずれも指定管理者となっている名古屋市東区のウィルあいち（女性総合センター）を拠点として行なわれている。

なお、本財団の基本財団は 1 億円であり、全額愛知県の出捐となっている。

3. 財団法人から公益財団法人への移行

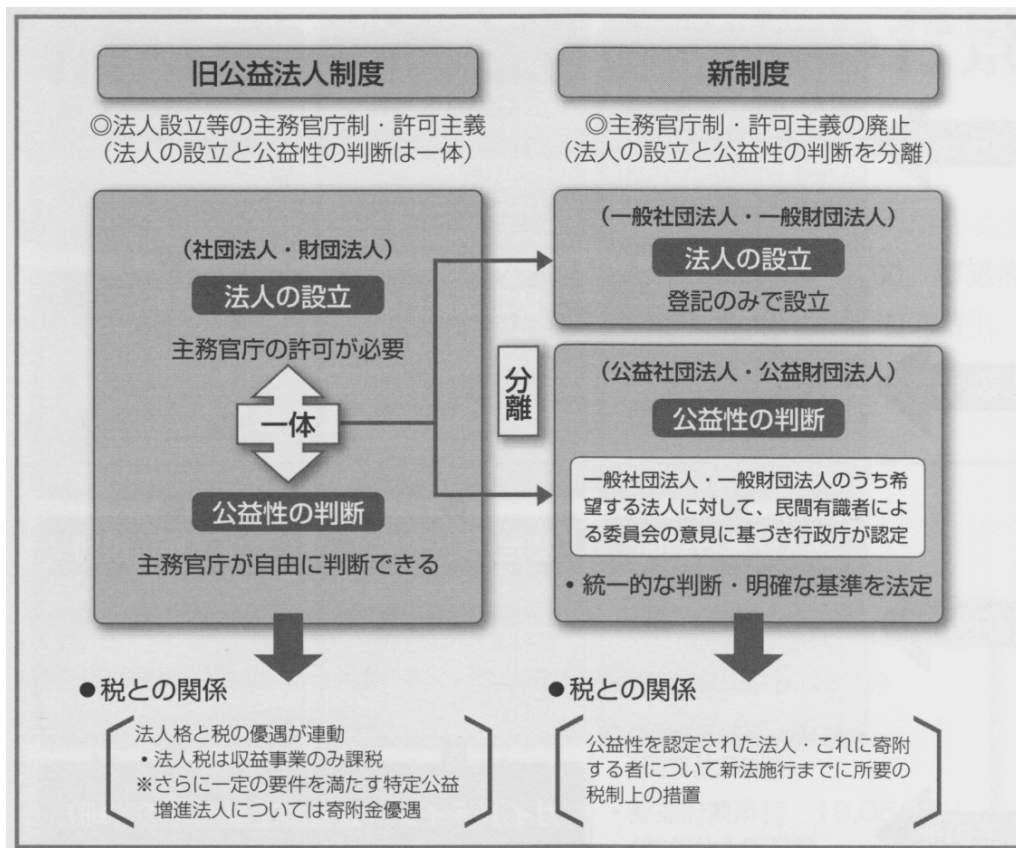
平成 18 (2006) 年 5 月 26 日に成立した公益法人改革三法「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成 20 (2008) 年 12 月 1 日に施行された。この法律改正は、公益法人制度を抜本的に改め、新しい非営利法人制度を創設するものであった。

日本における法人制度は、民法典に法人に関する規定がおかれることで始まり、その法人は公益に関し営利を目的としない法人（公益法人）と営利を目的とする法人（営利法人）とに分けられた。しかし、このことは「非公益」かつ「非営利」の団体が原則として法人になり得ない「法制上の隙間」を生むこととなった。この問題に対しては、各種特別法の制定によって解決が図られ、NPO法（特定非営利活動促進法）の制定もその一つとされたが、それもあくまで「特定」のものという位置づけは変わらなかったため、抜本的な対応が求められていた。

平成 13 (2001) 年に定められた中間法人法 viii は、法人の構成員（社員）に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配すること（営利）を目的としない団体に、準則主義のもとでの法人設立を認めるものであった。これにより先述の法人法制の隙間を埋めることが達成された。さらに、平成 20 年(2008 年)12 月 1 日に施行された公益法人制度改革関連三法のうちの関連法律整備法の規定により、中間法人は一般社団法人に吸収され、中間法人制度は廃止された。

なお、この平成 20 (2008) 年に施行された公益法人改革三法により、財団法人は一般財団法人と公益財団法人のいずれかに移行することが求められた。公益財団法人という名称は公益性が高く、信頼できる法人を想起させるため、非常に厳しい条件を整えなければならない。また、公益財団法人となるには、従来の財団法人から移行するか、もしくは、まず一般財団法人を設立してから移行するかのいずれかのプロセスを経ることが必要とされた。(図 1 参照)

図1 公益法人制度改革の概要



出典：図解 新公益法人の設立・運営・移行の仕方（日本実業出版社 2008年）

公益法人改革三法のうちのひとつ「公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第2条の中で、公益財団の行なう「公益目的事業」として認められるのは「学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」とされており、以下の23事業が挙げられている。

1. 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
2. 文化及び芸術の振興を目的とする事業
3. 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
4. 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
5. 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
6. 公衆衛生の向上を目的とする事業
7. 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
8. 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
9. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
10. 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
11. 事故又は災害の防止を目的とする事業

- 1 2. 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 1 3. 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 1 4. 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 1 5. 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 1 6. 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 1 7. 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 1 8. 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 1 9. 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 2 0. 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 2 1. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 2 2. 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 2 3. 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

これらの要件を満たし、行政庁による「公益認定等委員会及び合議制の機関」への諮問により公益財団法人として認定公益性の認定を受けた法人のみが公益財団法人として認められることとなる。こうして認められた「公益財団法人」とそれ以外の「一般財団法人」との違いは、表1のとおりである。本稿で扱う「あいち男女共同参画財団」も、上記の手続き・基準に基づいて新法人への移行が進められた。

表1 公益財団法人と一般財団法人との比較

| 項目 | 公益財団法人 | 一般財団法人 |
|--------|---|---|
| 目的 | 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること | 制限なし |
| 事業 | 公益目的事業を主たる目的とすること (社会的信用を維持する上でふさわしくない事業は実施不可) | 制限なし (ただし、移行時に保有する正味財産＝公益目的財産とし、移行後、その相当額に達するまで公益目的事業を実施又は、他の公益法人へ寄付することが要件となる。そのため、公益目的支出計画を策定し、その計画に沿って確実に実施する義務が生じる。) |
| 認定等の基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費のうち公益目的事業が占める割合が50/100以上 ・法人が経理的基礎及び技術的能力を有すること ・事業自体が法人関係者に特別の利益を与えないものであること ・県の公益認定等審議会で審査し認定 | <ul style="list-style-type: none"> ・公益目的支出計画が適正でかつ確実に実施される見込みであること ・県の公益認定等審議会で認可 |
| 行政庁の関与 | 行政庁の監督の下に置かれる。 (運営状況の報告義務、立ち入り検査の実施、行政庁による勧告、命令、認定取消等) | 原則、一律的な監督なし (公益目的支出計画に基づく事業実施については、監督あり) |
| 税制等 | <ul style="list-style-type: none"> ・財団への寄附者に対する税制優遇あり(特定公益増進法人に該当) ・財団に対する税制優遇あり(収益事業の最大50%まで非課税) | <ul style="list-style-type: none"> ・財団への寄附者に対する税制優遇なし ・財団に対する税制優遇なし |

出典：財団法人あいち男女共同参画財団 平成22年第3回評議会資料

4. 本財団における移行

あいち男女共同参画財団においても、先述の法制度の改革に伴い、新たな公益財団法人への移行がはかられた。本財団においては、平成 22 年度から具体的な移行に向けた手続きが進められ、平成 22 年度第 3 回評議員会（臨時開催、平成 23 年 2 月 25 日）で、第 1 号議案として「新法人制度への対応の基本方針について」が上程され、それを受けて新たな財団法人あいち男女共同参画財団の評議員の選出方法と候補者についての議案が第 2 号議案、第 3 号議案として上程された。以下、本稿の内容にかかわる部分での評議員会の議題を確認していく。

4-1 平成 22 年度第 3 回評議員会（平成 23 年 2 月 25 日）

第 1 号議案 新公益法人制度への対応の基本方針について

評議員会で初めて新制度への移行が示された。あわせて、公益法人改革の概要や公益財団法人と一般財団法人との比較や新制度における理事・評議員等の役割の違いについて説明がなされた。

第 2 号議案 財団法人あいち男女共同参画財団における最初の評議員の選任方法について

本議案において、新制度への移行に向けての評議員の選出方法について審議された。それによると、財団法人あいち男女共同参画財団における最初の評議員の選任方法は、以下の手続きによる。

- 1 最初の評議員の選任は、財団法人あいち男女共同参画財団に評議員選定委員会を設置して、当該委員会において行う。
- 2 評議員選定委員会は、現行定款上の評議員 1 名、監事 1 名、事務局職員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) (1) 又は (2) に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は現行定款上の評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての詳細は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と当該法人及び役員等（理事、監事及び現行定款上の評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

第3号議案 評議員選定委員会委員候補者について

本議案において、上記の新制度での評議員を選出するための委員選出について審議された。内訳は現行定款上の評議員、幹事、事務局職員の中から各1名、外部委員として愛知県男女共同参画審議会委員（愛知県人権擁護委員）および岐阜県男女共同参画21世紀審議会会長（大学教授）の計5名である。

4-2 平成22年度第4回評議員会（平成23年3月24日）

その他議案

イ 経営改善計画について

平成22年度までの経営改善計画に代わり、平成27年度までの5カ年を計画期間として経営改善計画を改定した。その経営改善計画の第4項目と経営目標の第5項目に「公益財団法人への移行」を掲げ、平成24年度移行を目指して移行事務を進めるために、会計処理の移行準備とフィットネス事業について男女共同参画との合目的性や公益性を検討することが提示された。

ウ 定款の変更案の概要について

公益財団法人への移行認定に向けて次回平成24年5月の評議員会・理事会に提案する予定の定款の変更案について、以下の項目が提示された。

表2 公益財団法人への移行に向けた「定款の変更案」の概要について

| 項目 | | 移行後 | 現行 |
|-----------------|---------|---|---|
| 評議員 | ①人数 | 5人以上10人以内 | 12人以上17人以内 |
| | ②任期 | 選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで | 就任時から2年 |
| | ③選任方法 | 評議員会で選任 | 理事会で選任 |
| | ④報酬等 | 評議員会で定める | 規定なし |
| 評議員会 | ①権限 | 理事及び監事の選解任、計算書類の承認、定款の変更等の議決（意思決定機関） | 理事会の諮問に応じ、法人の重要事項の審議（諮問機関） |
| | ②定時評議員会 | 毎年度6月に開催 | 年度開始前（事業計画及び収支予算） 年度終了後2月以内（事業報告及び収支決算） |
| 理事 | ①人数 | 8人以上13人以内 | 8人以上13人以内 |
| | ②任期 | 選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで | 就任時から2年 |
| | ③選任方法 | 評議員会で選任 | 評議員会で選任 |
| | ④報酬等 | 評議員会で定める | 規定なし |
| 理事会 | ①権限 | 法人の業務執行の決定等（業務執行機関） | 法人運営に関する重要事項の議決等（意思決定機関） |
| | ②開催時期 | 通常理事会は年2回（毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回） | 年度開始前（事業計画及び収支予算） 年度終了後2月以内（事業報告及び収支決算） |
| 幹事 | ①人数 | 2人以内 | 2人 |
| | ②任期 | 選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで | 就任時から2年 |
| | ③選任方法 | 評議員会で選任 | 評議員会で選任 |
| | ④権限 | 理事の職務執行監査、法人の業務・財産状況調査等 | 法人の財産状況監査、理事の業務執行状況監査等 |
| 事務局長の任 | | 理事長が理事会の承認を得て任免 | 理事長が任免 |
| 理事の競業等の制限 | | 理事が競業及び利益相反取引を行う場合には、理事会の承認が必要 | 規定なし |
| 役員の一部免除 | | 理事会の決議により役員が法人に対する損害賠償責任の一部免除を可能とする | 規定なし |
| 公益認定の取り消し等に伴う贈与 | | 公益認定が取り消された場合等に、公益目的取得財産を、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に贈与 | 規定なし |
| 残余財産の帰属 | | 生産をする場合の残余財産を、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等へ贈与 | 類似の目的を持つ団体に寄附 |

出典：財団法人あいち男女共同参画財団平成22年度第4回評議会資料

4-3 平成23年度第1回評議員会（平成23年5月26日）

第4号議案 次期役員を選任について

平成24年3月末日をもって役員（全役員）が任期満了となることから、平成24年4月（新法人移行）の役員を選出が必要となった。これは寄付行為第14条第2項の規定に基づいて評議員会による選任が必要とされるため、本議案が上程された。

新役員の名簿（職名）は次のとおりである。理事として、弁護士・愛知県民生活部長・愛知県教育委員・愛知県女性団体連盟会長・財団法人あいち男女共同参画財団理事長・大学教授・愛知県地域婦人団体連絡協議会長・財団法人あいち男女共同参画財団事務局長・国立大学男女共同参画室長・女性団体代表（新任）、幹事として弁護士・税理士。理事の女性団体代表を除いて、すべて再任であった。

その他議案

ア 公益財団法人移行後最初の評議会について

現行は14名の評議員によって構成されている評議会について、新法人移行後には7名にする旨の提案がなされた。その内訳は、現行では学識者（教育関係）2名、自治体の女

性関係部局4名、女性団体5名、法曹関係1名、企業・労働組合関係2名であったものを、新法人では学識者3名、行政関係1名、女性団体1名、法曹関係1名、教育関係1名とし、平成23年4月27日開催の「財団法人あいち男女共同参画財団評議員選定委員会」で選任されることとされた。

イ 公益財団法人移行に向けた定款の変更案について

平成22年度第4回評議員会で提出された定款の変更案に基づいて、公益財団法人化に向けた新たな定款の変更案が提示された。現行定款との変更点については、基本的に内閣府がさだめた公益財団法人の「モデル定款」(平成21年11月改訂)によるものであった^{ix}。

ウ 申請に当たっての事業区分案について

公益法人としての認定を受けるためには、公益目的となる事業の比率が50%以上となるよう公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律^x第15条に定められていることから、本財団の行っている事業を明確に区分する必要がある。下記表3のように区分案が提示された。

| | 申請事業区分(案) | 寄付行為(定款)既定 | 実施事業 | 事業内容 |
|----|--|--|--|--|
| 公1 | 男女共同参画意識の普及を図るため、女性の生き方や社会参加、女性と男性の相互理解などをテーマとした作品を上映する映画祭事業 | 男女共同参画に関する理解の促進及び啓発のための事業 | 1 愛知国際女性映画祭 | ・あいち国際女性映画祭の開催 |
| 公2 | 男女共同参画社会を形成するための講座等事業実施 | 男女共同参画に関する理解の促進及び啓発のための事業 男女共同参画に関する活動の支援及び協働のための事業 | 1 男女共同参画セミナー 2 サテライトセミナー 3 協働推進事業 ・ウィルあいちフェスタ ・ネットワーク支援事業 ・女性グループリーダー研修 4 女性団体等との協働事業 5 ウィルあいち交流ネットの支援 6 男女共同参画人材育成事業 7 広報誌発行事業 | ・男女共同参画に関する各種講座の実施 ・女性団体等との連携の強化を図るための各種講座の開催やイベントの実施 ・女性のネットワークの構築のための講座の実施 ・政策決定の場で中心となって活躍できる女性のリーダーの育成のための講座の実施 |
| 公3 | 男女共同参画に関する各種資料及び情報の収集、提供、情報発信のための事業 | 男女共同参画に関する情報の収集、分析、提供のための事業 | 1 情報提供事業 2 情報ライブラリーの運営 | ・男女共同参画に関する各種情報の収集、提供、情報発信のための事業など ・情報ライブラリーの運営 |
| 公4 | ワークライフバランスの推進と健康づくりの支援のための健康づくり事業 | 生涯を通じた心身の健康づくりに関する事業 | 1 健康教室(フィットネス)事業 | ・心身の健康づくりのための教室の開催 |

出典：あいち男女共同参画財団平成23年度第1回評議員会資料より

4-4 平成23年度第2回評議員会(平成23年10月25日)

本評議員会においては、これまでの評議員会の各回において確認、議論を求めてきたことについて、最終的に評議員会としての承認(議決)をとることが求められた。議案の概要は以下のとおりである。

第1号議案 公益財団法人移行のための定款の変更について

平成23年度第1回評議員会で「その他議案」として提示された新定款案の修正版が新たに議案として提出された^{xi}。本議案は財団法人あいち男女共同参画財団寄付行為の全部を改正し、公益財団法人の設立の登記の日から施行するというものであり、これは財団法人あいち男女共同参画財団寄附行為第30条の規定に基づいて評議員会の同意を得る必要があるためである。

第 2 号議案 公益法人あいち男女共同参画財団役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規定の改定について

本議案は、公益法人あいち男女共同参画財団役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規定を制定し、公益財団法人の設立の登記の日から施行するというものであり、財団法人あいち男女共同参画財団寄附行為第 26 条の規定に基づいて評議員会の同意が得られた。

第 3 号議案 公益財団法人への移行認定申請について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 44 条の規定による認定を受けるために愛知県知事あてに移行認定申請書を提出する旨が、財団法人あいち男女共同参画財団寄附行為第 26 条の規定に基づいて諮問された。

移行認定申請書の申請内容の概要については以下のとおりである。

1 法人の基本情報及び組織について

移行後の法人の名称、住所等及び組織（評議員、役員数等）について記載。

(1) 認定後の法人名称：公益財団法人あいち男女共同参画財団

(2) 組織：評議員数：7人 理事：10人 監事：2人

2 法人の事業について

法人の実施する事業を「公益目的事業」「収益事業」「その他事業」に分類し、公益目的事業については、公益法人認定法第 2 条第 4 号の「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって」（A 区分）、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」（B 区分）であることを、それぞれの区分ごとに説明する。

本財団の実施事業は、第 2 条 4 号別表中「14 男女共同参画社会の形成の推進を目的とする事業」（A 区分）に該当し、事業実施の対象から、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであると考えられる（B 区分）ため、全てを公益事業として整理する。その上で、下記の表のように事業の性格や様態が類似で相互に関連付けられるものを 2 区分にとりまとめ、各事業について事業の概要と公益性について記載した。

| 事業区分 | 事業の内容 | 主な実施事業 |
|---------------------|---|---|
| 公 1 | 男女共同参画に関する理解の促進や啓発を行い、併せて社会のあらゆる分野への女性の参画を促進するための人材育成や女性団体等との交流、協働を推進する事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画セミナー ・あいち国際女性映画祭 ・ワーク・ライフ・バランスと男性の育児参加を促進する教室 ・男女共同参画人材育成事業 ・サテライトセミナー ・協働推進事業 ・女性の再チャレンジ支援事業等 |
| 公 2 | 男女共同参画に関する各種資料及び情報の収集、提供、情報発信のための事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供事業 ・ウィルあいち情報ライブラリーの運営 |
| 出典： 財団法人あいち男女共同参画財団 | | 平成23年度第2回評議員会資料より |

なお、事業区分「公 1」は主に自主事業、「公 2」は主に指定管理事業となっている。

3 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について

(1) 収支相償の計算

公益目的事業について、「公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること」（公益認定法第5条第6号）。公益目的事業の収入－費用＝0円で収支相償を満たしており、基準に適合。

(2) 公益目的事業費串の算定について

公益目的事業費率が100分の50以上となると見込まれるものであること（公益認定法第5条第8号）。公益目的事業費比率＝85.4% \geq 50%であり、基準に適合。

(3) 遊休財産額の保有制限の判定について

遊休財産額（法人の資産に計上された額のうち、具体的な用途の定まっていない財産の額）が、遊休財産の保有上限額（1年分の公益目的事業費相当額）を超えないと見込まれるものであること（公益認定法第5条第9号）。遊休財産の保有上限額を超過しないため、基準に適合。

(4) 他の団体の意思決定に関与可能な財産の有無

他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないものであること（公益認定法第5条第15号）。当財団は、当該財産を保有していないため、基準に適合。

(5) その他の書類

公益目的事業を行なうのに必要な経理的基礎があることを説明するために、申請年度である平成23年度当初の収支予算書を法人の事業区分（公益事業及び法人会計）に組替えて作成。

4-5 平成24年度臨時評議員会（平成24年4月11日）

平成24年4月1日に公益財団法人として発足したあいち男女共同参画財団は、同年4月4日に理事会を開き、そこで同11日に臨時評議員会を開催することが決議された。本評議員会は平成24年度の役員報酬について決議すること（第1号議案）が開催の目的であったが、新法人となった最初の評議員会でもあったので、「その他」議案として、公益財団法人における評議員（評議員会）の役割について取り扱われた。なお、本評議員会の出席者（評議員）の肩書は次のとおりである（括弧内は平成23年度第1回評議員会で提示された選考区分）。大学教授（学識者）3名、特定非営利活動法人代表（女性団体）1名、自治体国際化協会監事（行政関係）1名、弁護士（法曹関係）1名、特定医療法人名誉院長1名。

その他 公益財団法人における評議員（評議員会）の役割について

1 評議員について

ア 役割 財団法人（旧評議員）においては、法人の運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応ずるとされていたものが、公益財団法人（新評議員）では、法人運営における重要事項の最終的な意思決定権を持つと、その役割が重いものとなっている。

イ 本財団における評議員の定数、選任方法及び任期 財団法人（旧法人）では定数が12名から17名（現員数は14名）であったものが、公益財団法人（新法人）では5名以上10名以内（現員数は7名）となった。選任方法は旧法人では理事会が選出して理事が委嘱するものとされたが、新法人では評議員会で選任することとなった。任期（通常）は、旧法人が2年とされていたのに対し、新法人では4年（再任を妨げない）とされた。

2 評議員会について

ア 位置づけについて 旧評議員会は法律上の規定はなく、任意の設置機関であったが、新評議員会については必置機関として法律に規定され、設置が義務付けられたことにとともに、旧法人時の重要事項の諮問機関という評議員会の位置づけから、重要事項の意思決定機関に変更された。

イ 評議員会での主な決議事項 評議員会における決議は普通決議と特別決議とに分けられ、普通決議は、1. 評議員の選・解任、理事の選・解任、2. 幹事の選任、3. 評議員、理事及び監事の報酬等、4. 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認、特別決議は1. 監事の選任、2. 役員の損害賠償責任に一部免除、3. 定款の変更、4. 事業の譲渡、5. 解散法人の継続、6. 基本財産、残余財産の処分、7. 法人の吸収合併契約となっている。なお、普通決議には決議に加わることができる評議員の過半数の決議が必要とされるのに対し、特別決議には3分の2以上の決議が必要とされている。また、事業報告は評議員会への報告事項とされ、決議は必要でない。

ウ 開催 定時評議員会を毎年度6月に1回開催し、臨時評議員会については必要に応じて開催されることとされた。

エ 評議員会の開催要件は、評議員現在数の過半数の出席が必要となる。

オ 評議員会の出席には、評議員本人の出席が必要。

5. まとめにかえて

ここまで確認してきたように、財団法人あいち男女共同参画財団は、男女共同参画社会の形成を通して、より良い社会の形成を推進することを目的とする財団法人として、財団としての社会的信用を高め、さらに税制面での優遇を受けるために、「公益財団法人」としての認可を得るべく3年間にわたって諸手続きを進めてきた。もとより本財団は利潤の追求とはおおそ無縁の活動を続けてきたのであって、「市場において必要でありながら市場経済では適切な供給が困難な財・サービスを提供する事業を基本とする」²⁴公益法人認定を行おうとする今回、平成20（2008）年施行の公益法人改革三法による公益財団法人への移行は、まさに本財団のような法人に適用されるべきものであったといえよう。

こうした移行にともなって、本稿で検討した評議員会の役割もその重要性を増した。旧法人では任意の設置機関とされていたものが、新法人においては必置機関として法律に規定され、単なる諮問機関という位置づけから、重要事項の意思決定機関に変更された。そして評議員数こそ減少したものの、そこにおける決議は理事の選・解任や、評議員、理事

及び監事の報酬等、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認、定款の変更、事業の譲渡等といった財団の活動や存続そのものにかかわる重要な部分を担うことが求められるようになってきている。公益法人と認定されたとはいえ、財団の運営が社会的信用の増大や税制上の優遇というメリットを濫用して私益を図るために行われたいとも限らない。評議員会の財団に対する監視者としての責任はこうした視点からも大きなものとなっているといえよう。

こうした評議員会の地位の重視は、同時に、財団の公益性を担保する役割をも果たしている。いわば、本稿の検討課題である公益性は、評議員会の地位といった観点からも、十分に担保されていると考えてよいだろう。

i 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）第二条

ii 男女共同参画社会基本法第十三条、男女共同参画基本計画

iii 男女共同参画社会基本法第十五条、施策の策定等に当たっての配慮

iv 財団法人あいち男女共同参画財団パンフレットより。

v 「コングレ・あいちグループ」は、国際会議や医薬学会、展示会、イベントの開催、施設運営（指定管理）やコンサルティングを行なう株式会社コングレと財団法人あいち男女共同参画財団とが設立した共同企業体であり、平成18年からウィルあいちの指定管理者となっている。

vi 「公益財団法人あいち男女共同参画財団定款」の第4条には本財団の「事業」として、以下の項目が挙げられている。

- (1) 男女共同参画に関する理解の促進及び啓発のための事業
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集、分析及び提供のための事業
- (3) 女性の社会参画を促進するための事業
- (4) 生涯を通じた心身の健康づくりに関する事業
- (5) 男女共同参画に関する活動の支援及び協働のための事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

vii 情報提供作業とウィルあいちにある情報ライブラリーの運営は平成18年からの受託事業である。

viii 中間法人法（平成13年6月15日法律第49号）は、2001年（平成13年）6月15日公布、2002年（平成14年）4月1日施行。

ix 新法人の定款については「財団法人あいち男女共同参画財団」のホームページ参照のこと。

<http://www.aichi-dks.or.jp/image/pdf/teikan.pdf>

x 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律〔平成十八年六月二日法律第四十九号〕

（公益目的事業比率）

第十五条 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。）が百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

xi 財団法人あいち男女共同参画財団平成23年度第2回評議員会で配布された資料1（定款の変更案新旧対照表）による。

xii 佐久間毅「非営利法人のいま」（『法律時報』80巻11号、p.12-17）による